

項番	頁	ご意見	回答案
1		発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW 未満の端数は切り捨て）となると理解しているが、実効性テストでの計量値（期待容量）・契約容量・アセスメント対象容量の関係性が約款上でも明確になるようにして頂きたい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、明確化の観点から、「発動指令電源のアセスメント対象容量は、調整係数反映前の応札容量である旨」を容量確保契約約款に追記いたします。
2	11	第13条 市場退出時の経済的ペナルティ 第1項 「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」については、容量市場システムのお知らせにて「容量市場システム上での市場退出表明の期日（対象実需給年度：2026年度の場合、2025年3月7日）」とされているが、発動指令電源の場合、実効性テストの発動実績の報告締切（対象実需給年度：2026年度の場合、2025年3月10日）よりも前の期日であり発動実績が確定していない段階の期日となっているため、「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更（または解約）の確認期限日」とは言えないのではないか。少なくとも、実効性テストの発動実績が最終的に確定した後の期日とすべきではないか。	実効性テストの結果で退出する場合は3月7日までの事業者からの表明は不要で、3月10日の発動実績報告にもつき評価された容量が契約内容に反映されます。
3	14,15	第17条第1項①（2）発電余力の卸電力取引所等への入札、（3）電気の供給指示への対応、における“発電余力”の定義を明記していただきたい。第18条ではある程度明確化していただいているものの、リクワイアメントとして求められる対象を認識齟齬の無いよう明確化すべきかと思料いたします。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
4	16,17	第18条第1項①（3）の「明確化のための修正」について、現行の約款等からは今回の約款（案）にて示された解釈をすることは難しく、発電余力の算定方法の明確化ではなく変更という認識です。そのため、約款を改定するまでの間は、発電計画を以って発電余力を算定することが適切と考えます。 その上で、容量提供事業者として相対契約を締結する小売電気事業者と容量確保金の精算、ペナルティの帰属の扱い等に係る協議においては、約款が法的な拠り所になると考えられることから、約款を改定するまでの間の取り扱いについては、明確化していただくことが望ましく、何らかの公式なアナウンスをしていただくことを希望します。  （現行の約款から今回の明確化のための修正を解釈することが難しい理由） ・現行の約款の第18条第1項①（2）発電余力の卸電力取引所等への入札、において、“発電余力×1 = アセスメント対象容量または提供する供給力の最大値のいずれか低い値 - 発電計画”と明記されており、その直後の（3）電気の供給指示への対応、においても“ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達量とします。”と記載されております。この（3）において記載されている“発電余力”に別の注釈が付されていない以上、（3）における“発電余力”の定義は、（2）で用いられている定義と同じものと整理することが極めて相当であること。 ・容量市場 事業者向け説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度：2024年度）P71において、“ゲートクローズ以降の発電余力”が発電計画に基づき算定される旨が明確にされていること。 ・本年6月の実受給期間中アセスメントは、発電計画に対してリクワイアメント未達量が算定されていること。	更新した約款の施行後は、新しい約款の記載に基づいた運用を行います。 本明確化前に異なる解釈を行っていた事業者については運用において丁寧に対応することとしており、事業者ごとに状況が異なるため、個別に対応させていただきます。
5	16	「前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達量と判断します。」の記載についてご質問させていただきます。 上記内容は2024年度7月版の容量確保契約約款から記載変更されており、2024年10月に意見募集があった「容量市場 事業者向け説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度：2025年度）」の内容を反映したと理解いたしました。記載内容は変更されているものの、2024年度および2025年度の供給指示リクワイアメント対応の事業者側の運用から2026年度追加オークション対象電源でも運用変更がないと認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおり、2024年10月16日～2024年11月1日の意見募集を踏まえて、対象実需給年度2025年度に係る容量市場業務マニュアル（リクワイアメント/ペナルティ・容量確保契約金額/容量抛出金 関係）6編を公表しております。リクワイアメント・アセスメントについては、当該マニュアルに基づいて実施いたしますので、事業者でのご対応も当該マニュアルに則って実施ください。

6	18	<p>第18条 実需給期間中のアセスメント 第2項② アセスメント結果の通知内容に異議がある場合、「通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本期間に通知するものとします。」と記載があるが、先日の「容量市場業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応（対象実需給年度：2025年度）」に関する意見募集における回答により、アセスメント結果仮確定に関する異議申立期間が7営業日とされていることから、本項の記載も「通知を受けた日から7営業日以内」に修正が必要ではないか。</p>	<p>容量市場業務マニュアルと同様に、「通知内容に異議がある場合は7営業日以内に本機関へ通知するもの」として容量確保契約約款を更新いたします。</p>
7	40	<p>実需給期間中の発動指令電源におけるリクワイアメントの継続時間として、土曜日、日曜日および祝日を除く9時～20時の間の3時間と規定があるが、一方で、別添「用語の定義」における「平日」と「休日」の記述が誤解を招く恐れがあるため、「平日」もしくは「休日」の定義に下記のような注釈を加筆してはどうか。</p> <p>（例）発動指令は、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日の期間においても、土曜日、日曜日、および祝日を除いて発令されます。 尚、発動指令が発令可能な日は、容量確保契約約款（別添用語の定義）に記載されている「平日」とは異なります。</p> <p>また、本意見募集の対象外とはなるが、下記URLにおける「（1）容量市場における「休日」について」へも、同様の注釈を加筆してはどうか。 <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2024/240404_youryou_renrakujikou_ryuuijikou.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2024/240404_youryou_renrakujikou_ryuuijikou.html</a></p>	<p>発動指令のリクワイアメントに関する条件に、用語集内で定義している「休日」「平日」といった表記はないため、表記は現行のままとさせていただきます。</p>

「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答（案）

NO.	頁	ご意見	回答案
1	21	<p>「※2 既設の 石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV Higher Heating Value）・発電端において42%以上ではない電源が、実需給2025年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する場合には、上記1同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。」の記載についてお伺いさせていただきます。</p> <p>2025年度追加オークション募集要項でも同記載がありました。が、<b>「実需給2025年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請～」</b>は<b>「実需給2026年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請～」</b>の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。</p> <p>当該箇所の、実需給2025年度までの表記を、<b>実需給2026年度</b>までに修正いたします。</p>
2	29	<p>「参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了し、調達オークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は、応札の受付期間において応札情報の登録ができます。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2025年度向け調達オークションの応札は新たに登録する必要があります。」の記載内容についてお伺いさせていただきます。</p> <p>2025年度追加オークション募集要項でも同記載がありました。が、<b>「メインオークションに応札した場合でも、2025年度向け調達オークションの応札は新たに登録する必要～」</b>は<b>「メインオークションに応札した場合でも、2026年度向け調達オークションの応札は新たに登録する必要～」</b>の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。</p> <p>当該箇所の、2025年度向けの表記を、<b>2026年度向け</b>に修正いたします。</p>
3	43	<p>発電余力の卸電力取引所等への入札に関するリクワイアメントについて、「事業者の責によらない燃料制約がある場合」は売り入札する量を減少させることができると記載されておりましたが、2026年度メインオークション募集要項では、「燃料制約がある場合」との記載となっております。</p> <p><b>「事業者の責によらない燃料制約」</b>について以下3点お伺いさせていただきます。</p> <p>①メインオークションに約定した電源と、追加オークションに約定した電源で、燃料制約発生時の対応は異なりますでしょうか。</p> <p>②「事業者の責によらない燃料制約」について、具体例をご教示いただけないでしょうか。</p> <p>③燃料制約が発生した際、事業者の責であるかどうか貴機関にて確認する必要があると思料いたします。事業者にて燃料制約の内容を説明するエビデンスを提出する必要はございますでしょうか。</p>	<p>①売り入札する量を減少させる条件としての燃料制約等は、事業者の責によらないことが前提であり、メインオークションでの約定電源と、追加オークションでの約定電源における燃料制約発生時の対応は、同じ基準を適用いたします。また、本項目は充電制約も対象としたものであり、「事業者の責によらない～」は、蓄電池において意図的に充電をしないといったケースについても制約として認められないことを明確化するためのものであるため、「事業者の責によらない燃料制約または充電制約」と充電制約を追記する形で募集要綱および容量確保契約約款を更新いたします。</p> <p>②個別の事例を確認し、判断する必要があるため、一律のご回答は致しかねます。</p> <p>③燃料制約が発生した際、アセスメントのプロセスの中で、事業者の責であるか否かを確認するためにエビデンスの提出を求める場合があります。</p>